

工事委託協定の変更協定の締結について

丁張下青木跨線道路橋修繕工事委託の協定について、次のとおり変更協定を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年蕨市条例第 1 9 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

1 協定の目的

丁張下青木跨線道路橋修繕工事委託

2 協定の金額

変更前 金 7 0 0 , 3 7 4 , 7 8 1 円

変更後 金 6 2 9 , 5 1 7 , 6 6 1 円

3 協定の相手方

埼玉県さいたま市大宮区錦町 4 3 4 番地 4

東日本旅客鉄道株式会社

執行役員大宮支社長 石井 剛史

令和 7 年 9 月 3 日提出

蕨 市 長 頼 高 英 雄